

米沢市水路委員規則

米沢市水路委員規則（昭和２３年６月１日施行）の全部を改正する。

（目的）

第１条 この規則は、本市の各地区に水路委員（以下「委員」という。）を置き、水路の適正な維持管理を行い、もって市民の福祉向上を図ることを目的とする。

（委員を置く区域）

第２条 削除

（地区）

第３条 この規則に定める委員の設置区域は、米沢市立小学校、中学校通学区域等に関する規則（昭和３９年教委規則第３号）第２条に規定する小学校通学区域によるものとし、その地区名はそれぞれ次のとおりとする。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 興譲小学校通学区域 | 中部地区 |
| (2) 東部小学校通学区域 | 東部地区 |
| (3) 西部小学校通学区域 | 西部地区 |
| (4) 南部小学校通学区域 | 南部地区 |
| (5) 北部小学校通学区域 | 北部地区 |
| (6) 愛宕小学校通学区域 | 愛宕地区 |
| (7) 松川小学校通学区域 | 松川地区 |

（委員の職務）

第４条 委員は、自己の属する地区内の水路を常に監視し、次の各号に掲げる行為をし、又はしようとする者があつたときは、制止又は注意を与え、重要と認めるものについては、これを市長に報告するものとする。

- (1) 水路に塵芥^{じんがい}、汚物又は有害物と認められる物を投棄すること。
- (2) 許可なくして分水又は護岸その他の施設を毀損^{きそん}若しくは変更すること。
- (3) 許可なくして水門、堰止め等を開閉し水利を妨害すること。

(4) 冬季の流雪溝利用上支障となる行為をすること。

(5) その他水利、治水上支障となる行為をすること。

2 前項に規定するもののほか、委員は地区内の水火防、灌漑、流雪用水、衛生その他水路全般について、市長の求めに応じ意見を述べ、又は自ら進んで意見を開陳することができる。

(委員の定数)

第5条 委員の総数は、72人とし、地区ごとの定数は、次のとおりとする。

(1) 中部地区 12人

(2) 東部地区 12人

(3) 西部地区 12人

(4) 南部地区 12人

(5) 北部地区 12人

(6) 愛宕地区 6人

(7) 松川地区 6人

(委員の委嘱)

第6条 委員は、米沢市水路委員推薦書（様式第1号）により各地区から推薦された者の中から、市長が委嘱する。

(常任委員)

第7条 市及び委員並びに委員相互の連絡調整を図り、もって職務の円滑な遂行に資するため、常任委員を置く。

2 常任委員は、愛宕地区及び松川地区にあつてはそれぞれ1人、その他の地区にあつてはそれぞれ2人の計12人とする。

3 常任委員は、委員の互選により選出するものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うものとする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 市長は、必要に応じ委員又は常任委員を招集し、会議を開くことができる。

(標札の標示)

第 10 条 委員は、米沢市水路委員標札（様式第 2 号）を、自宅屋外の見やすい場所に掲げるものとする。

附 則

1 この規定は、昭和 48 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規定施行の日、現に委員である者については、この規則の規定により委嘱された委員とみなし、当該任期は昭和 49 年 6 月 30 日までとする。

附 則（昭和 60 年 3 月 2 日規則第 7 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 30 日規則第 26 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 5 月 28 日規則第 27 号）

この規則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 35 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 16 日規則第 61 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条及び第 7 条の改正規定は平成 22 年 7 月 1 日から施行する